

平成 27 年 2 月 議会  
第 4 委員会報告資料

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る  
生活交通の確保に関する条例（生活交通  
条例）」に基づく支援施策について

平成 27 年 2 月 20 日

住 宅 都 市 局



# 「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」に基づく支援施策について

本市では、生活交通の確保に向け「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」に基づく支援施策を実施しており、そのうち「公共交通不便地対策」に係る施策の実施状況について、報告を行うもの。

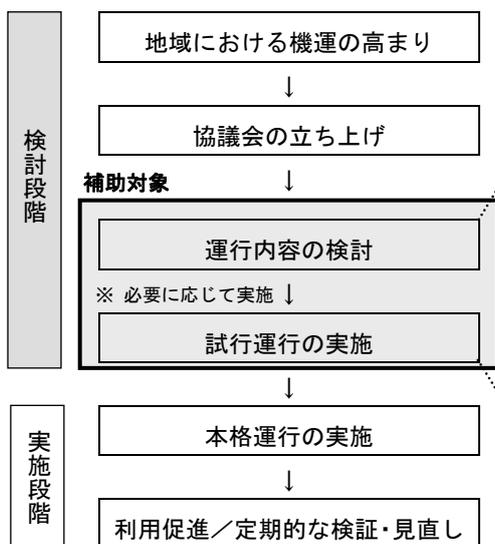


## 公共交通不便地対策（条例第8条）

### 1) 支援の内容

地域の生活交通に関する課題の解決に向けた地域主体の取り組みについて、検討段階における運行内容の検討や試行運行の実施に対して予算の範囲内で補助を行う。

公共交通空白地・不便地・不便地に準ずる地域  
(これらの地域となるおそれのある地域を含む)



- 【運行内容の検討】
  - 地域特性の把握
  - 需要の推計
  - 運行内容の検討（経路、ダイヤ、運賃、車両、経費等）
- 【検討経費補助】
  - <補助対象者> 市民団体
  - <補助金額> ・調査、検討その他市長が特に必要と認める活動に対して必要と認める額
  - ・年間50万円を限度とする
  - <補助事業期間> 2年（年度）を限度
- 【試行運行の実施】
  - 本格運行に向けて必要に応じて実施
  - 利用実態や採算性などの確認
  - 本格運行に向けた運行内容の改善
- 【試行運行経費補助】
  - <補助対象者> 公共交通事業者
  - <補助金額> ・試行運行の実施に必要なと認める経費と試行運行の実施により得られた収入の差額
  - ・経費の2分の1と300万円のいずれか少ない額を限度とする
  - <補助事業期間> 6ヶ月を限度

### 2) 支援の対象地域

公共交通が不便な地域として、バス停・鉄道駅から一定の距離のある地域に加えて、一定の高低差のある地域についても支援の対象地域とする。

支援の対象地域	基準	
公共交通空白地	距離	バス停・鉄道駅から概ね1km以上離れた地域
公共交通不便地		バス停から概ね500m、鉄道駅から概ね1km以上離れた地域
公共交通不便地に準ずる地域	高低差	バス停・鉄道駅と概ね40m以上の高低差のある地域

※ 「公共交通空白地」及び「公共交通不便地」の基準は、条例に定められているものである。

※ バス路線の休廃止等に伴い、上記の地域となるおそれのある地域についても対象とする。

### 3) 取組みの状況

#### ◇取組状況 1 柏原三丁目地区

南区柏原三丁目地区は、最寄りのバス停から約600m離れた丘陵地であり、公共交通不便地に該当している。住宅地が形成されてから約40年が経過し、高齢化が進展している地域であり、地域住民よりバス乗り入れの陳情・相談が寄せられていた。

平成24年に地域住民の間で生活交通確保に向けた検討の機運が高まり、柏原校区自治協議会が主体となって、「校区コミュニティカー検討委員会」が設立された。これを受け、本市では要綱に基づき、運行内容の検討に係る補助金の交付決定を行うとともに、同検討委員会へ参画してアドバイスを行うなど、地域や交通事業者と協力して生活交通確保に向けた取り組みを行ってきた。

その後、交通事業者も同検討委員会に加えて検討を重ねた結果、本制度を活用した交通事業者による試行運行の実施が決まり、平成26年4月より6ヵ月間の試行運行が実施された。

この試行運行については、地域・交通事業者・行政が一体となって利用促進に取り組んだ結果、地域での利用の定着が見られることから、交通事業者による平成27年3月までの6ヶ月間の運行延長が決まった。

#### 試行運行の概要

##### <路線図及びバス停>



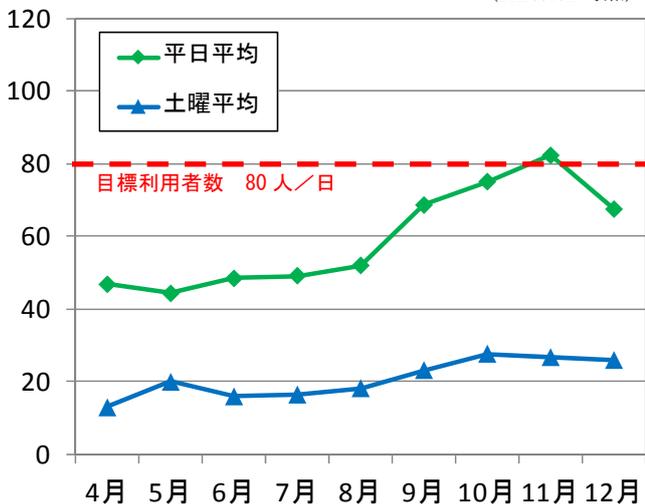
##### <運行本数>

平日 16便  
土曜 6便  
日祝日 運休



##### <利用状況>

(H27.1.1時点)



##### <補助の実績>

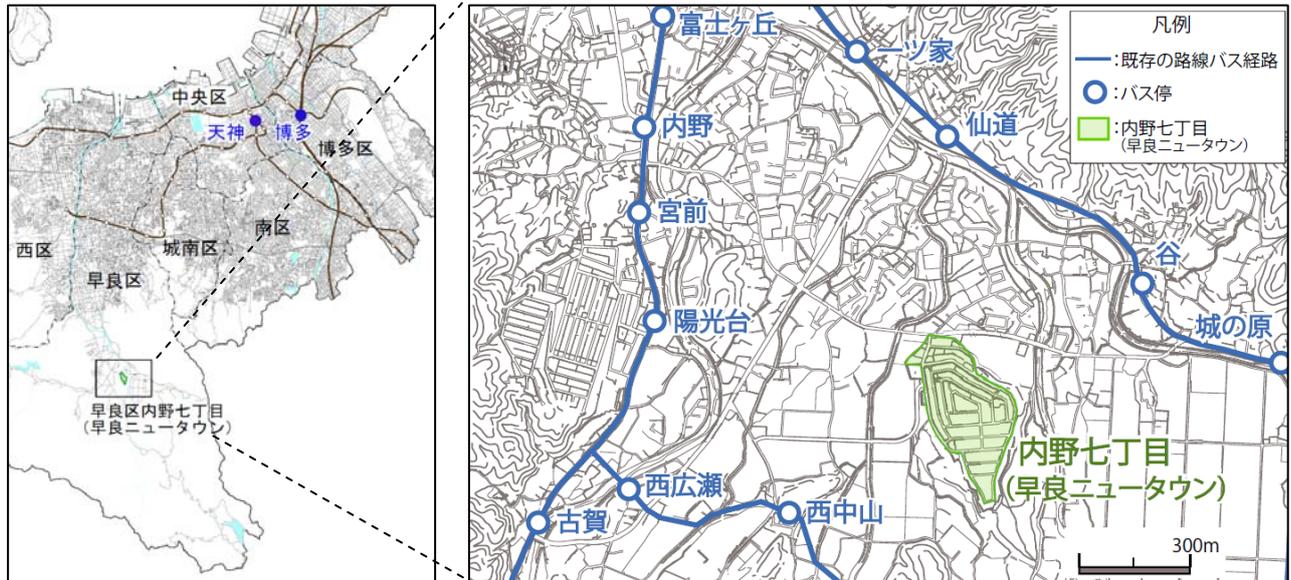
平成24年度  
検討経費補助：94,923円  
補助対象：柏原校区自治協議会

平成25年度  
検討経費補助：500,000円  
補助対象：柏原校区自治協議会

平成26年度  
試行運行補助：565,956円  
補助対象：西日本鉄道(株)

## ◇取組状況2 内野七丁目地区

早良区内野七丁目地区（早良ニュータウン地区）は、最寄りのバス停から約600m離れた丘陵にある住宅地であり、公共交通不便地に該当している。また、高齢化が進展している地区であり、公共交通の確保に対する要望や相談が寄せられていた。平成26年度に入り、住民を中心に公共交通の確保に向けた機運が高まり、検討委員会の設立に向けた取り組みを進めているところである。今後については、平成27年度において検討委員会を設立した上で検討を進める予定である。



公共交通空白地等に該当しないものの、地域と交通事業者が協力して新たな公共交通確保を行っている取り組み

○福大病院（外環状）大橋線

- ・公共交通が利用しにくい西南部地域において、地域の発意によって公共交通ネットワーク整備の機運が高まり、平成外環通りを活用したバス路線の検討が始まった。
- ・その後、地域住民、交通事業者、行政が一体となり、社会実験・試行運行期間において利用促進の取り組みを続けた結果、利用者数が増加し、平成24年10月より本格運行へと移行。

○長丘～高宮循環バス

- ・南区の長丘・大池・多賀地区は丘陵地で坂道や狭隘道路が多いことから、これまで路線バスの乗り入れがなかった。
- ・地域の自治協議会と交通事業者が検討を進めてきた結果、平成24年5月にマイクロバスを使用した試行運行が始まり、路線の見直しを加えながら運行を継続し、平成26年6月より本格運行へと移行。

○美和台コミュニティバス

- ・丘陵地における地形的な問題や住民の高齢化に伴い、鉄道駅やバス停までの移動が負担となり、より細やかな生活交通の確保に向けた地域主体による取り組みが始まった。
- ・平成24年2月～5月の3か月間、及び平成25年4月～9月の6か月間において、地域との協議に基づき交通事業者が社会実験を実施。現在、利用実態を踏まえ、地域及び交通事業者とともに生活交通の確保に向け検討中。

○橋本地域循環バス

- ・地下鉄七隈線の利用促進策の一つとして、沿線住民から地域循環型公共交通の要望、提案が寄せられていた。
- ・地元協議会が主体的に検討を進めていた橋本駅周辺地区において、平成23年度に社会実験を実施。その後、地域住民や交通事業者と共に検討を重ね、平成25年12月～平成26年9月の10か月間、交通事業者による試行運行を実施。
- ・現在、利用実態を踏まえ、地域及び交通事業者とともに生活交通の確保に向け検討中。

事業の成果と課題

	現状での成果	課題
地区	公共交通不便地に該当する柏原地区における生活交通確保の取り組みが進展した。	東区美和台地区、西区橋本地区、早良区賀茂地区など、住民が交通に不便さを感じ、地域が主体となった熱心な取り組みが行われている地域が、支援要件にあてはまらない。
検討経費補助	検討経費補助により、他都市の事例視察、アンケート実施、周知広報の看板設置などの取り組みが実施されている。	順調に検討が進んだ場合でも2年程度の時間を要しており、より困難性の高い地域では検討期間が足りなくなる恐れがある。
試行運行補助	採算性のリスクを減らすことができることから、試行運行立ち上げ支援制度として、機能を果たしている。	利用者の季節変動が大きい地域においては、6ヶ月の運行では十分に地域特性が把握できない恐れがある。 (通学利用が多く見込まれる地域等)

